

改植用果樹苗木購入事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、平成26年2月14日から15日にかけての大雪により被害を受けた農家等の営農の早期再開と経営安定を図るため、改植用果樹苗木購入事業（以下「事業という。」）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱によるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 前条に規定する事業、事業実施主体及び補助対象経費等は、別表1に掲げるとおりとする。

2 この補助金は、前項に規定する事業を実施する事業実施主体に対して補助対象経費を補助する市町村に対して交付し、補助率は別表2、事業費は別表3に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、別に定める期日までに、補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により市町村長に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第5条 この補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 補助事業の内容又は経費の配分（別表1に定める軽微な変更は除く。）を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を提出して知事の承認を受けなければならない。
- 二 市町村長は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出して知事の承認を受けなければならない。
- 三 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- 四 市町村長は、事業実施主体に対して、前各号の条件を履行させるために必要な条件を付さなければならない。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付は精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いにより交付することができる。

2 市町村長は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 市町村長は、事業の完了の日又は事業の廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、知事に実績報告書(様式第6号)に関係書類を添えて提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 知事は、事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けたときは、当該報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村長に通知するものとする。

(書類の保管)

第9条 補助金の交付を受けた市町村及び事業実施主体は、この補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。ただし、取得財産等の財産処分制限期間が5年を超えるものについては、当該期間が経過するまで関係書類を保管しなければならない。

(その他必要な事項)

第10条 その他この補助金の交付に必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付した補助金については、この要綱失効後も、なおその効力を有する。

(別表 1)

| 事業種目 | 事業内容 | 事業実施主体 | 補助対象経費 | 軽微な変更 |
|--------------|---|---------------|--------|--|
| 改植用果樹苗木購入事業費 | 果樹農家が被災施設（市町村長が罹災認定したものに限り）を復旧し、生産を再開する場合に、施設の被災に伴い、倒壊・損傷した果樹の改植、補植のために、果樹苗木を購入する事業に対し、購入費の3分の2を市町村が助成する。 ただし、他の国等の補助事業の要件に合致しない場合に限る。 | 農業協同組合、営農集団 等 | 苗木購入費 | 補助事業の目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた金額の増額を伴わない場合 |

(別表 2)

| 事業種目 | 補助率 |
|--------------|---------------------------------------|
| 改植用果樹苗木購入事業費 | 市町村が補助した額の2分の1以内。ただし、総事業費の3分の1を上限とする。 |

(別表 3)

本事業の事業費は、被災品目の種別と被災施設の被害程度により、次の10a当たりの単価を上限とし、算出する。

| 被災品目 被害程度 | ぶどう、キウイフルーツ、なし、すもも | もも、おうとう |
|--------------|--------------------|---------|
| | 全壊 | 20,000円 |
| 半壊 | 10,000円 | 2,000円 |

様式第1号

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長名 印

改植用果樹苗木購入事業費補助金交付申請書

大雪により被害を受けた農家の営農を早期に再開し経営安定を図るため、次のとおり事業を実施したいので改植用果樹苗木購入事業費補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 補助金交付申請額 円

2 事業計画（様式第1号-1）

様式第 1 号－ 1

- 1 事業実施主体名
 代表者名
 代表者住所

- 2 事業目的

- 3 改植、補植用果樹苗木の購入計画（実績）

| 対象施設 (被災品目毎に記入) | 被害面積 | | | 備考 |
|--------------------|------------|------------|----------|----|
| | 全 壊 (㎡) | 半 壊 (㎡) | 計 (㎡) | |
| | | | | |
| 計 | | | | |

- 4 事業経費

単位：円

| 対象施設 (被災品目毎に記入) | 事業経費 | | | 備考 |
|--------------------|------|-----|---|----|
| | 全 壊 | 半 壊 | 計 | |
| | | | | |
| 計 | | | | |

事業経費は、被災面積に別表 3 の被災施設の被害程度別の単価を乗じて算出した額とする。

- 5 事業費経及び負担区分費

単位：円

| 事業経費 A+B+C | 補助事業に要 する経費 A+B | 事業経費 | | | 備考 |
|---------------|-----------------------|-----------|-----------|----------|----|
| | | 県補助金 A | 市町村費 B | その他 C | |
| | | | | | |
| 計 | | | | | |

6 事業完了（予定）年月日 平成 年 月 日

7 収支予算（又は収支精算）

（1）収入の部

単位：円

| 区 分 | 本年度予算額 (本年度精算額) | (本年度予算額) | 比較増減 | | 備考 |
|------|--------------------|----------|------|---|----|
| | | | 増 | 減 | |
| 県補助金 | | | | | |
| 市町村費 | | | | | |
| その他 | | | | | |
| 計 | | | | | |

（2）支出の部

単位：円

| 区 分 | 本年度予算額 (本年度精算額) | (本年度予算額) | 比較増減 | | 備考 |
|-----|--------------------|----------|------|---|----|
| | | | 増 | 減 | |
| | | | | | |
| 計 | | | | | |

8 添付資料

- (1) 対象施設の市町村の罹災証明の写し（施設面積、被害面積等がわかる書類）
- (2) 復旧した施設（内、外）と新植がわかる写真、苗木購入が確認できる書類（領収書等の写し）（実績報告時）
- (3) その他知事が必要と認めるもの

様式第2号

番 号
平成 年 月 日

市町村長 殿

山梨県知事

改植用果樹苗木購入事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け第 号をもって申請のあった改植用果樹苗木購入事業費補助金補助金については、同補助金交付要綱第4条の規定により通知します。

- 1 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助金の額

円

- 2 補助金の交付の条件等は別記のとおりとする。

別記

1 補助金の交付の条件

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。

ア 補助事業の目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた金額の増額を伴わない変更

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けず、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

3 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

4 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日までに、補助事業の成果を記載した補助金実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

5 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

様式第3号

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長名 印

改植用果樹苗木購入事業費補助金変更承認申請書

平成 年 月 日付け第 号で交付決定のあった改植用果樹苗木購入事業費補助金について、次のとおり変更したいので、改植用果樹苗木購入事業費補助金交付要綱第5第条第一号の規定により申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

備考 変更申請にあっては、変更前と変更後が比較対照できるよう事業計画に二段書きして添付すること。

様式第4号

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長名 印

改植用果樹苗木購入事業費補助金中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け第 号で交付決定のあった改植用果樹苗木購入事業費補助金について、次のとおり中止（廃止）したいので、改植用果樹苗木購入事業費補助金交付要綱第5条第二号の規定により申請します。

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）の内容

山梨県知事 殿

市町村長名 印

改植用果樹苗木購入事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け第 号で交付決定のあった改植用果樹苗木購入事業費補助金について、次のとおり概算払を受けたいので改植用果樹苗木購入事業費補助金交付要綱第6第条第2項の規定により請求します。

1 概算払請求額 金 円

2 内訳

| 補助金交付 決定額 ① | 既概算 交付額 ② | 差引額 ①-②=③ | 今回概算払 請求額 ④ | 備考 |
|-------------------|-----------------|--------------|-------------------|----|
| 円 | 円 | 円 | 円 | |

3 概算払の理由

4 支払の方法 口座振替

振込先銀行(金融機関)名

本店 支店

預金種別 当座 普通

口座名義

口座番号

様式第6号

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長名 印

改植用果樹苗木購入事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け第 号で交付決定のあった改植用果樹苗木購入事業費補助金について、事業が完了したので改植用果樹苗木購入事業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて報告します。

- 1 補助金交付請額 円
- 2 実績報告 補助金交付申請書に添付する事業計画に準ずる。